

整理番号	消防－法不－91
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	業務主任者等の解任命令
概要	市長は、業務主任者若しくはその代理者が、法令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者の解任を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第22条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第22条 経済産業大臣又は都道府県知事は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	